

議題

SSBJ 設立準備委員会の国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規
(SSBJ 設立準備委員会作成)

本資料の目的

1. 本資料は、2022年1月1日に設置されたSSBJ 設立準備委員会の国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規案についてご説明し、ご承認いただくことを目的としている。内規案は別紙のとおりである。
2. SSBJ 設立準備委員会は、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が設立されるまでの間の国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献を目的としていることから、当内規案は、企業会計基準委員会 (ASBJ) の「国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規」を参考にしている。
3. 当内規案は、SSBJ 設立準備委員会規則第4条第9項に基づき、設立準備委員会の承認を経て、SSBJ 設立準備委員会の委員長が定める予定である。

(SSBJ 設立準備委員会規則)

第4条

- 9 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員会の承認を経て、準備委員長が別に定める。

以上

(別 紙)

国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規 (案)

2022年2月●日
SSBJ 設立準備委員会

(目的)

第1条 この規則は SSBJ 設立準備委員会規則第4条に基づき、SSBJ 設立準備委員会(以下「委員会」という。)が国際的な意見発信を行うにあたって実施すべき適正手続を定めるものである。

(国際的な意見発信の方法)

第2条 本内規では、次の方法による意見発信に係る適正手続を定めている。採用した意見発信の方法がここで記載した意見発信の方法に直接該当しない場合には、最も類似していると考えられる方法に関する適正手続を準用することとする。

- (1) IFRS 財団、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 又は国際会計基準審議会 (IASB) から公表されたデュー・プロセス文書 (ディスカッション・ペーパー、公開草案、情報要請等、一般からコメントが募集されているものをいう。) に対するコメント・レターの提出
- (2) 国際会議への文書の提出

(IFRS 財団、ISSB 又は IASB から公表されたデュー・プロセス文書に対するコメント・レターの提出)

第3条 IFRS 財団、ISSB 又は IASB から公表されたデュー・プロセス文書に対するコメント・レターの提出の要否について、次のとおりとする。

- (1) 主要なサステナビリティ開示基準に関するデュー・プロセス文書については、原則としてコメント・レターを提出する。
- (2) 範囲の限定的なサステナビリティ開示基準の改訂を含む、(1) 以外のデュー・プロセス文書については、委員会においてコメント・レターの提出の要否を検討する。

第4条 デュー・プロセス文書に対してコメント・レターを提出する場合には、次の適正手続を遵守しなければならない。

- (1) 委員会名 (他の団体との連名を含む。) でコメント・レターを提出するにあたっては、委員会においてコメント・レターの文案について審議を行い、了承を得る。
- (2) デュー・プロセス文書が取り扱っている内容に応じて、必要と認められる場合には、関連する市場関係者に対してアウトリーチ (意見聴取) を行う。

審議事項(1)

(国際会議への文書の提出)

第5条 委員会名(他の団体との連名を含む。)で国際会議に文書を提出する場合には、次の適正手続を遵守しなければならない。

- (1) 国際会議に文書を提出するにあたっては、原則として、委員会において審議を行い、了承を得る。
- (2) 必要と認められる場合には、関連する市場関係者に対してアウトリーチを行う。

(書面による審議)

第6条 第4条におけるコメント・レター、第5条における国際会議への文書(以下合わせて「コメント・レター等」という。)に関する審議について、書面により審議を行い、了承を得ることができるものとする。書面により審議を行い、了承を得た場合、コメント・レター等を提出した後、速やかに委員会に報告を行う。

附則

この取扱いは、2022年2月●日から実施する。